

令和5年度

児 童 福 祉 施 設 等

指 導 監 査 基 準 (会 計 編)

横浜市

こども青少年局 監査課

指摘区分について【参考】

- ・監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

| | |
|---------------|---|
| 文書指摘事項 | 関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。 |
| 口頭指摘事項 | 違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。 |
| 助言事項 | 法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。 |

- ◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- ◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。
- ◆指摘基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、指摘を行います。

根拠法令等について

| 略称 | 正式名称 | |
|---------------|---|--|
| ●根拠法令・通知 | | |
| 認可基準条例(最低基準) | 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 | 条例第60号 |
| 確認基準条例 | 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 | 条例第48号 |
| 府子本第254号 | 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について | 府子本第254号 雇児発第0903第6号 |
| 府子本第255号 | 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて | 府子本第255号 雇児保発第0903第1号 |
| 府子本第256号 | 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について | 府子本第256号 雇児保発第0903第2号 |
| 運営費局長通知 | 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について | 雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老 発 第0312001号 |
| 運営費課長通知 | 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について | 雇児福発第0312002号 社援基発第0312002号 障 発 第0312002号 老 計 発 第0312002号 |
| 社援施第9号 | 措置費(運営費)支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について | 社援施第9号 |
| 障発0820第8号 | 指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて | 障発0820第8号 |
| 障障発0820第2号 | 「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」の通知の施行について | 障障発0820第2号 |
| 横浜市要綱(保育所委託費) | 保育所委託費経理等取扱要綱 | こ保運第3380号 |
| 横浜市要領(保育所委託費) | 保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領 | こ保運第3380号 |
| 横浜市要領(事前協議) | 「保育所委託費等の弾力運用に係る事前協議」事務取扱要領 | 福保運第708号 |
| 徹底通知 | 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について | 雇児発第488号 |

●児童福祉施設等指導監査基準（会計編）

| 項目 | 着目点 | 根拠法令 | 指導事項 |
|---------------------|--|---|---|
| I 記録の整備と会計区分 | | | |
| <児童福祉施設全般> | 財産、収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。 | 認可基準条例(最低基準)第18条 | <児童福祉施設に備える帳簿> 児童福祉施設には、財産、収支の状況を明らかにする帳簿を整備してすること。 |
| <保育所> <認定こども園> | 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 確認基準条例第33条 | <会計の区分> 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。 |
| | 会計に関する諸記録を整備しているか。 | 確認基準条例第34条 | <記録の整備> 特定教育・保育施設は、設備、及び会計に関する諸記録を整備してすること。 |
| <児童福祉施設全般> | 会計帳簿と証ひょう書類が整合しているか。 | 徹底通知5(3)ア | 二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生ずることのないよう、会計帳簿と証ひょう書類と照合し整合させること。 |
| | 内部けん制組織を確立し、相互けん制機能が働いているか。 | 徹底通知5(3)ア | 会計責任者と出納職員との兼務を避け、内部けん制組織を確立するとともに、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制の整備を徹底すること。 |
| | 物品の購入等について、契約手続が適正に行われているか。 | 徹底通知5(3)エ | 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により、契約手続を適正に行うこと。 |
| II 引当金 | | | |
| <措置費支弁対象施設> | 退職給与引当金繰入は、施設経理区分の支出として計上しているか。 | 社援施第9号8 | 退職給与引当金繰入は、施設経理区分の支出として計上すること。 |
| III 積立金 | | | |
| <保育所> | 委託費を各積立資産に積み立てるにあたって、要件を満たしているか。 | 府子本第254号1(3)・(4) 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第3項・第4項 | 要件を満たさない限り、委託費の積立を行わないこと。 委託費を以下の積立資産に積み立てることができる。 (1) 人件費積立資産(人件費の類に属する経費に充てることができるに係る積立資産) (2) 修繕積立資産(建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立資産) (3) 備品等購入積立資産(業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産) (4)※ 保育所施設・設備整備積立資産 |
| | | 府子本第254号1(2)・(4) 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第2項・第4項 | 【弾力運用の要件「適正な施設運営が確保されていること」】 ①児童福祉施設最低基準が遵守されていること。 ②委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。 ③給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等 person 費の運用が適正に行われていること。 ④給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。 ⑤入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。 ⑥運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。 ⑦その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。 ※別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であること。(延長保育、一時預かり事業等) |
| | 各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合、事前に市と協議を行っているか。 | 府子本第254号1(3) 横浜市要領(事前協議)第4条 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第3項 | 積立資産を積立目的以外に使用する場合には、横浜市と事前協議を行うこと。 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| ＜保育所＞ | 【全要件を満たしている場合】 委託費を各積立資産に積み立てるにあたって、要件を満たしているか。 | 府子本第254号1(6) 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第6項 | 要件を満たさない限り、委託費の積立を行わないこと。 |
| | | 府子本第254号1(5) 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第5項 | 第254号1(5)(要綱第2条第5項)の要件を満たす保育所にあつては、以下の積立資産に積み立てることができる。 (1) 人件費積立資産 (2) 保育所施設・設備整備積立資産(建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産) |
| | 【全要件を満たしている場合】 各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合、事前に市と協議を行っているか(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会の承認を得ているか)。 | 府子本第254号1(6) 横浜市要綱(事前協議)第4条第1項 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第6項 | 積立資産を積立目的以外に使用する場合には、事前に理事会の承認を得ること。(社会福祉法人・学校法人の場合) 積立資産を積立目的以外に使用する場合には、横浜市と事前協議を行うこと。(社会福祉法人・学校法人以外の場合) |
| | | 府子本第255号5 | 府子本第254号1(6)に関して、目的以外に使用する場合は、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等の新築又は増改築に係る経費(土地取得費を含む。)に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られる。 |
| | | 府子本第256号(問6)3 横浜市要綱(保育所委託費)第4条第2項第2号ウ | 「保育所施設・設備整備積立資産」を同一の設置者が設置する他の保育所の増改築又は創設に充てようとする場合にも、(一義的には、当該拠点区分に係る保育所の増改築に充てようとする目的とした積立資産であることから、目的外使用として)事前に横浜市に協議を求めることが必要である。 |
| 市要綱第6条第1項第2号に該当する場合、資金収支計算分析表(市要綱別表7)を横浜市に提出しているか。 | 横浜市要綱(保育所委託費)第6条第1項第2号別表7 | 資金収支計算分析表を作成すること。 | |
| | 横浜市要綱(保育所委託費)第6条第1項第2号 | 社会福祉法人会計基準以外の会計基準に基づく場合、もしくは社会福祉法人会計基準であっても提出する財務諸表等が以下のいずれかに該当する場合は、別表7に定める資金収支計算分析表(の提出を求めることができる) ア 第2条第4項による別表2の経費等への支出の合計が処遇改善基礎分を超えている場合 イ 第2条第5項による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が処遇改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合 ウ 保育所に係る拠点区分から、第2条から第5条までに定める以外の支出が行われている場合 エ 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積み立て支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動経常収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合 | |
| ＜措置費支弁対象施設＞ | 措置費の一部を積立するにあたり、会計経理の方法として「社会福祉法人会計基準」を採用しているか。 | 運営費局長通知1(3) | 社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書を公開すること。 |
| | 「修繕積立金」及び「備品等購入積立金」を、「施設整備等積立金」に統合しているか。 | 社援施第9号3 | 「修繕積立金」及び「備品等購入積立金」を「施設整備等積立金」に統合すること。 【法人が「第三者委員の設置・第三者評価の受審等」の条件を満たさない場合】 そのまま「修繕積立金」及び「備品等購入積立金」とする。 |
| | 積立金について作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。 | 社援施第9号3 | 積立金について適切に明細表を作成すること。 各施設毎の積立金の累計額の把握が可能となるようそれぞれの経理区分毎に明細表を作成すること。 |
| | 積立金の使用計画を作成しているか。 | 運営費局長通知3(2) 運営費課長通知問5-1、問6-1 | 積立金の使用計画を適切に作成すること。 |
| | 積立金を目的以外に使用する場合は、その使用目的、取崩金額等につき、事前に理事会にて承認を得ているか。 | 運営費局長通知3(2) | 積立金を目的以外に使用する場合は、その使用目的、取崩金額、時期等を事前に理事会にて審査し、承認を得ること。 |
| | 積立金を目的以外に使用する場合は、事前に横浜市に協議しているか。 【法人が「第三者委員の設置・第三者評価の受審等」の条件を満たさない場合】 | 運営費課長通知問5-1 | 積立金を目的以外に使用する場合は、その使用目的等を事前に横浜市と協議すること。 |
| | 措置施設繰越特定預金は正しく計上、管理されているか | 社援施第9号4 | 措置施設繰越特定預金を適切に計上すること。 (1) 措置施設繰越特定預金には、「人件費積立金及び施設整備等積立金の合計額と同額」を計上すること。 (2) 貸借対照表(固定資産の部)には、各積立預金の内容(人件費積立預金・施設整備等積立預金)を示す中区分を設けて計上し、別個に管理すること。 【法人が「第三者委員の設置・第三者評価の受審等」の条件を満たさない場合】 (1) 措置施設繰越特定預金には、「人件費積立金・修繕積立金及び備品等購入積立金の合計額と同額」を計上すること。 (2) 貸借対照表(固定資産の部)には、各積立預金の内容(人件費積立預金・修繕積立預金・備品等購入積立預金)を示す中区分を設けて計上し、別個に管理すること。 |

| IV 前期末支払資金残高(繰越金)等 | | | |
|--------------------|---|---|---|
| <保育所> | 前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、事前に市に協議を求めているか。 | 府子本第254号3(1) 横浜市要領(事前協議)第4条第2項 横浜市要綱(保育所委託費)第4条第1項 | 【当該拠点区分における事業活動収入予算額の3%を超過して取り崩す場合】 前期末支払資金残高を取り崩す時は、横浜市に協議書を提出すること。 |
| | 【全要件を満たしている場合】 前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、事前に理事会の承認を得ているか、または事前に市に協議を求めているか。 | 府子本第254号3(2) 横浜市要領(事前協議)第4条第1項、第2項 横浜市要綱(保育所委託費)第4条第2項 | 【当該拠点区分における事業活動収入予算額の3%を超過して取り崩す場合】 前期末支払資金残高を取り崩す時は、事前に理事会の承認を得ること。(社会福祉法人・学校法人の場合) 前期末支払資金残高を取り崩す時は、横浜市と事前協議を行うこと。(社会福祉法人・学校法人以外の場合) |
| | 【全要件を満たしている場合】 前期末支払資金残高の経費充当が適正であるか。 | 府子本第254号3(2) 横浜市要綱(保育所委託費)第4条第2項 | 自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計(予算額)の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えない。ただし、他の拠点へ支出する場合は事前協議を行うこと(社会福祉法人・学校法人の場合は事前に理事会の承認を得ること)。 |
| | | 府子本第256号(問13) | 前期末支払資金残高の経費充当により、運営に支障が生じている(限度額を超えている)ので是正すること。 府子本第254号1(5)の要件を満たす場合においては、運営に支障が生じない範囲において以下の経費に前期末支払資金残高を充当することができる。 ①当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費 ②同一の設置者が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費 ③同一の設置者が運営する公益事業(子育て支援事業を除く)の運営、施設整備等に要する経費 |
| | | 府子本第254号3(2) 府子本第256号(問20)・(問21) 横浜市要綱(保育所委託費)第4条第2項 横浜市要領(保育所委託費)第4条第3項第2号 | 前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。なお、「事務費支出」には、会計監査人の設置に要する費用を含めて差し支えない。 また、役員報酬については、対象経費として差し支えないが、役員報酬規程等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであることなど、人件費・事務費を問わず、保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。 |
| | | 当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。 当期末支払資金残高は委託費の適正な執行により、適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する。 | |
| <措置費支弁対象施設> | 前期末支払資金残高を取り崩すにあたり、会計経理の方法として「社会福祉法人会計基準」を採用しているか。 | 運営費局長通知1(3) | 「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書を公開すること。 |
| | 前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、理事会の承認を得ているか。 | 運営費局長通知4 | 前期末支払資金残高を取り崩す時は、理事会の承認を得ること。 |
| | 前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、理事会の承認を得、事前に市に協議を求めているか。 【法人が「第三者委員の設置・第三者評価の受審等」の条件を満たさない場合】 | 運営費課長通知問5-2 | 前期末支払資金残高を取り崩す時は、横浜市に協議書を提出し、理事会の承認を得ること。 「自然災害その他やむを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合」及び「取り崩す額の合計額が当該年度のサービス区分の収入予算額の3%以下である場合」は、事前の協議を省略して差し支えない。 |
| | 前期末支払資金残高の取崩額は、適切な使途に充当されているか。 | 運営費局長通知4 | 前期末支払資金残高の取崩額を、適切な使途に充当すること。 あらかじめ理事会の承認を得た上で、次のような経費に(当該施設の運営に支障が生じない範囲で)充当できる。 ① 当該施設の人件費、光熱水料等「通常経費の不足分の補填」 ② 「法人本部の運営」に要する経費 ③ 同一法人が運営する「第1種及び第2種社会福祉事業の運営」に要する経費 ④ 同一法人が運営する「公益事業の運営」に要する経費 |
| | | 運営費課長通知問5-2 | 【法人が「第三者委員の設置・第三者評価の受審等」の条件を満たさない場合】 充当できる経費は次のとおり制限される。 ① 当該施設の人件費、光熱水料等「通常経費の不足分の補填」 ② 当該施設の「建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内」の経費 |
| | 運営費局長通知4 | 当期末支払資金残高は、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。 | |

| V 法人本部等経費 | | | |
|-------------|--|--|--|
| <保育所> | 理事会、評議員会の運営に係る経費、運営会社法人役員の報酬等、社会福祉法人本部や施設運営会社総務部門等の運営に要する経費について、施設経費として計上されてはいないか。 | 横浜市要領(保育所委託費)第4条第5項第3号 運営費局長通知4 運営費局長通知5(2) | |
| <措置費支弁対象施設> | | 保育所を経営する者の会計処理に当たっては、勘定科目のうち役員報酬など法人本部に帰属する経費を、保育所の拠点区分に計上することはできないものとする。 措置費支弁対象施設に関わらない経費を計上しているが、これは実質的に法人本部等該当拠点区分(または施設長等)への貸付金なので、早急に精算を行うこと。 | |
| VI 資産管理 | | | |
| <保育所> | 委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実かつ換金性の高い方法により行うこと。 | 府子本第254号4(1) 横浜市要綱(保育所委託費)第5条第1項 (府子本第255号6) 横浜市要領(保育所委託費)第3条第5項 | 委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実かつ換金性の高い方法により行うこと。 安全確実で換金性の高い方法として、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法とし、貸借対照表においては流動資産として計上するものとする(ただし、積立資産として保有するものを除く)。なお、株式投資、外国債、商品取引等リスクが大きいものは認められない。 |
| | 委託費について、適切な目的に使用しているか。 | 府子本第254号1 横浜市要綱(保育所委託費)第2条 | 委託費について、適切に使用すること。 |
| | 委託費の弾力運用について、充当制限を守っているか。 | 府子本第254号1(4)・(5)、別表2・3・4・5 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第4項・第5項、別表2・3・4・5 | 委託費の弾力運用について、充当制限を守ること。(処遇改善基礎分、3か月分) 委託費の弾力運用の範囲内で、以下の経費等に充てることができること。 【府子本第254号別表2】(処遇改善基礎分) 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課 【府子本第254号別表3】(3か月分) 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費 2 1の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出 【府子本第254号別表4】(処遇改善基礎分) 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課 【府子本第254号別表5】(3か月分) 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課 |
| | 委託費の弾力運用を行う場合には、要件をすべて満たしているか。 | 府子本第254号1(2)・(4)・(5) 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第2項・第4項・第5項 | 一定の要件を満たさない限り、委託費の弾力運用を行わないこと。 【弾力運用の要件「適正な施設運営が確保されていること」】 ①児童福祉施設最低基準が遵守されていること。 ②委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。 ③給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。 ④給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。 ⑤入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。 ⑥運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。 ⑦その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。 ※別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であること。(延長保育、一時預かり事業等) 【弾力運用の最終要件】 ①財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供していること。 ②毎年度次のア又はイが実施されていること。 ア 第三者評価受審加算の認定を受け、結果公表を行い、サービスの質の向上に努めている。 イ 苦情解決の仕組みが周知され、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、サービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めている。 ③処遇改善等加算の賃金改善要件(キャリアパス要件を含む)を満たしていること。 |

| | | | |
|-------------------|---|---|---|
| ＜保育所＞ | 委託費の充当は、限度額内で行っているか。 | 府子本第254号 横浜市要綱(保育所委託費) | 委託費の弾力運用(処遇改善基礎分・3か月分)により、運営に支障が生じている(当期資金収支差額合計がマイナスになっている、当期末支払資金残高がマイナスになっている等)ので、是正すること。 |
| | | 横浜市要領(事前協議) | 委託費の弾力運用は、資金に余剰が生じている場合に認められるものであって、資金に余剰がない(当期資金収支差額合計がマイナス等)場合には、弾力運用は認められない。ただ、前期末支払資金残高がある場合には、その取り崩しを行うことはできる。しかし、支出内容や支出金額等によっては、事前協議が必要となる。 |
| | | 府子本第254号1(5) 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第5項 | 委託費の3か月分に相当する額は、処遇改善基礎分を含み、処遇改善等加算の貸金改善要件を除く。 |
| | 新たに保育所を営業する事業を行う設置者が、弾力運用を行っていないか。 | 府子本第255号4 横浜市要綱(保育所委託費)第3条第3項 | 新たに保育所を営業する事業を行う設置者については、弾力運用を行えないので是正すること。 新たに保育所を営業する事業を行う設置者については、 <u>1年以上</u> 資金計画および償還計画を着実に履行している場合に、府子本第254通知の1の(4)から(6)までに關して、既に保育所を営業している他の設置者と同様の取扱いが認められること。 |
| | 法人外への貸付金はないか。 | 府子本第254号4(2) 府子本第256号(問15) 横浜市要綱(保育所委託費)第5条第2項 横浜市要領(保育所委託費)第4条第4項 | (同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の特別会計他の事業区分以外への)委託費の貸付は行わないこと。 ※市要綱・要領では、貸付一貸借 |
| 貸付金は、年度内に精算しているか。 | 府子本第254号4(2) 横浜市要綱(保育所委託費)第5条第2項 | 貸付金は、年度内に精算すること。 委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の他の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に認められるが、その場合も当該年度内に精算することが必要である。 ※市要綱・要領では、貸付一貸借 | |
| | 府子本第256号(問14) 横浜市要綱(保育所委託費)第4条第4項 | 「当該法人の経営上やむを得ない場合」とは、1…当該法人内の他の施設拠点区分において補助金収入(措置費及び委託費を含む。)の遅れ等により、資金不足が生じた場合 2…当該法人内の施設拠点区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合 3…当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合 …なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。 | |
| | | | |
| ＜措置費支弁対象施設＞ | 資産の管理運用は、安全、確実な方法で行われているか。 | 運営費局長通知5(1) | 運営費の管理・運用については銀行、郵便局等への預貯金等安全確実かつ換金性の高い方法により行うこと。 |
| | | 運営費課長通知問12 | 安全確実で換金性の高い方法として、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられる。株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。 |
| | 運営費(措置費収入)の充当は、限度額内で行っているか。 | 運営費局長通知3(3) | 運営費の借入金償還金等への充当は限度額内で行い、超過額は施設会計へ戻すこと(是正すること)。 運営費については、「民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額」を限度額として、同一法人が運営する社会福祉施設等(当該通知の「別表3」にて列挙)の整備等に係る経費として借入れた福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当できる。 |
| | | 運営費課長通知問5-1(1) | 【法人が「第三者委員の設置・第三者評価の受審等」の条件を満たさない場合】 運営費の充当限度額が「民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額」に引き下げられる。また、「充当できる使途範囲」も「次に挙げる施設の建物、設備」の「整備・修繕、環境の改善等に要する経費(借入金の償還金及びその利息を含む)」に限定される。 ① 同一法人が運営する「措置費支弁対象施設」(当該通知問5-1(1)の注1参照) ② 同一法人が運営する「在宅福祉事業を行うための施設」(当該通知問5-1(1)の注2参照) |
| | 「施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入(運用収入)」の充当は適切に行われているか。 | 運営費局長通知3(4) | 運用収入の充当を適切に行うこと。 運用収入は次のような経費に充当できる。 ① 「福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息」 ② 「法人本部の運営」に要する経費 ③ 同一法人が運営する「第1種及び第2種社会福祉事業の運営」に要する経費 ④ 同一法人が運営する「公益事業の運営」に要する経費 |
| 運営費課長通知問5-1(2) | | 【法人が「第三者委員の設置・第三者評価の受審等」の条件を満たさない場合】 「運用収入の繰入限度額」が「当該年度の施設経理区分の『収入決算額の事務費相当額』から生じると予想される額」と設定される。 | |

| | | | |
|-------------|--|---------------|--|
| ＜措置費支弁対象施設＞ | 運営費の弾力運用を行う場合は、要件を満たしているか。 | 運営費局長通知1 | 要件が満たされていない場合、運営費の弾力運用を行わないこと。 【弾力運用の要件】 1 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号)及び関係法令等に基づく指導において、「適正な法人運営が確保されている」と認められること。 2 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日社援第2395号)等の関係通知に基づく施設監査において、「適正な施設運営(特に「適切な入所者処遇」及び「適正な職員処遇」)が確保されている」と認められること。 3 「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。 4 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度次の①又は②が実施されていること。 ①入所者等に対して「苦情解決の仕組みが周知」されており、「第三者委員を設置して適切な対応を行っている」とともに、「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」を行うなど、利用者の保護に努めていること。 ②「第三者評価を受審」し、「その結果についても公表」を行い、サービスの質の向上に努めていること。 1から3については「必須要件」。4については「満たしていない場合に弾力運用に一定の制限が加えられる」。 |
| | 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借について、当該年度内に精算は行われているか。 | 運営費局長通知5(2) | 運営費の各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への貸借については、当該年度内に精算を行うこと。 |
| ＜障害児施設＞ | 障害児施設給付費を財源とする資金の運用は適正か。 | 障発0820第8号2 | 障害児施設給付費を財源とする資金の使途として、不適正なものがあるので、是正すること。 以下に掲げる経費に充てることはできない。 (1)法人が行う公益事業及び収益事業に要する経費 (2)法人外への資金の流出(貸付含む) (3)役員報酬等、実質的な剰余金の配当 |
| | 障害児施設給付費を財源とする資金の繰入れは適正か。 | 障発0820第8号3(1) | 施設会計から他の社会福祉事業等に繰り入れられる限度額を超えているので、超過額は施設会計へ戻すこと(是正すること)。 「経常活動資金収支差額」に資金残高が生じ、かつ、「当期資金収支差額合計」に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業へ資金の繰り入れを行うことができる。なお、指定知的障害児施設等への資金の繰り入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れられる。 |
| | 障害児施設給付費を財源とする資金の繰替使用は適正か。 | 障発0820第8号3(2) | 障害児施設給付費を財源とする資金の他社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業への貸借(繰り替え)については、当該年度内に精算を行うこと。 一時的に繰替使用することは差し支えないが、当該年度内に補てんしなければならない。 |
| | 障害児施設給付費を財源とする法人役員及び評議員の報酬は適正か。 | 障発0820第8号3(3) | 障害児施設給付費を財源とする法人役員及び評議員の報酬について、高額であるので、是正すること。 法人役員及び評議員の報酬について、当該社会福祉法人の収支の状況からみて、あまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人はきわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額のものであってはならない。 |
| | 適正に会計処理が行われているか。 | 障発0820第8号4(1) | 健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じている(収支の均衡を図れていない)ので、是正すること。 |
| | 当期末の障害児施設給付費は適切に設定されているか。 | 障障発0820第2号問3 | 当期末の障害児施設給付費を超えた資金を使用しているので、超過額は措置費にて支払うこと。 措置費にて問題なく支払える場合には問題ないが、その場合にも理事会の決議等の要件にかかる場合には、それを満たす必要がある。 |
| | | | 平成18年度の当期末支払資金残高の取扱いについては、「前期末支払資金残高と当該年度の障害児施設措置費支給額の合計額」と、「障害児施設給付費支給額」の比率により分配する。 平成19年度以降の当期末支払資金残高の分配については、「前年度の支払資金残高のうち、障害児施設措置費相当分と当該年度障害児施設措置費支給額の合計額」と、「前期末支払資金残高のうち、障害児施設給付相当分と当該年度障害児施設給付費支給額の合計額」の比率により分配する。 |